

# 窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者※1の方の住民税課税所得金額※2や年金収入※3等（令和3年中の所得）をもとに、世帯単位で判定します。

窓口負担割合が3割の被保険者がいる。

はい

いいえ

同じ世帯の75歳以上の方※1のうち課税所得※2が28万円以上の方がいる。



いいえ

はい

同じ世帯に75歳以上の方※1が2人以上いる。

いいえ

はい

被保険者本人の「年金収入※3+その他の合計所得金額※5」が200万円以上ある。

同世帯の被保険者全員の「年金収入※3+その他の合計所得金額※5」の合計が320万円以上ある。

200万円  
未満

200万円  
以上

320万円  
未満

320万円  
以上

世帯全員が  
3割

世帯全員が  
1割

1割

2割

世帯全員が  
1割

世帯全員が  
2割

※1 後期高齢者医療の被保険者とは  
75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)

※2 「住民税課税所得金額」とは  
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。

※5 「その他の合計所得金額」とは  
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。